

## 附属機関等会議録

令和元年 7 月 16 日

会 議 の 名 称	令和元年度 第 1 回 島田市個人情報保護審議会
開 催 日 時	14 時 00 分から 令和元年 7 月 9 日（火） 17 時 00 分まで
開 催 場 所	島田市役所第 2 委員会室
会 議 の 議 題	個人情報取扱事務の届出について その他
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	公開 ・ 非公開（全部 ・ 一部）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	小西会長、田代委員、今村委員、勝山委員、杉本委員、中野行政総務課長、榎林課長補佐、横山主査 計 8 人
会 議 の 結 果	<p>新規審議案件 4 件、新規報告案件 9 件、変更審議案件 2 件、変更報告案件 11 件、廃止案件 8 件(合計 34 件)について説明を行った。審議及び報告結果は以下のとおり。</p> <p>【概要】 新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。</p> <p>【委員意見】 審議（報告）案件における個人情報の取扱いに関する委員の意見。</p> <p>【担当課の回答】 委員意見に対する担当課の回答。</p> <p>【事務局の回答】 委員意見に対する事務局の回答。</p> <p>【訂正事項】 委員の意見を受けて届出簿の内容を訂正する事項。</p> <p>【補足事項】 案件に関する補足事項</p> <p>【結果】 審議結果。※報告案件については(報告)と表記。</p>

生活安心課	<p>1 新規報告「運転免許証自主返納支援事業」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>高齢者ドライバーに関係する交通事故が増える中、免許証の自主返納を促す方策として、警察署で交付される運転経歴証明書の発行手数料 1,100 円を補助する。補助申請に当たり申請者の個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>異議なし</p> <p><b>【訂正事項】</b></p> <p>届出簿の個人情報の記録項目の「取引情報」のチェックが抜けているため、訂正する。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
生活安心課	<p>2 新規報告「迷惑電話防止装置等購入費補助金交付事業」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>悪質業者の電話勧誘による高齢者の消費者被害を防ぐため、迷惑電話防止装置の設置に対して補助金を交付する。補助申請に当たり申請者の個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>異議なし</p> <p><b>【訂正事項】</b></p> <p>届出簿の個人情報の収集の手段の「本人以外から収集する」及び理由の「本人の同意」のチェックが抜けているため、訂正する。</p> <p>本事務については、住民票及び住民基本台帳から個人情報を収集することが想定されており、個人情報の収集の手段として、本人同意に基づく本人以外からの個人情報の収集が行われる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
行政総務課 全庁	<p>3 新規審議「附属機関等の委員情報共有化事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>「附属機関等に関する方針」に沿った附属機関等の委員の選任を行うため、各附属機関等の委員の個人情報を全庁的に共有する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>市民参画を促進するという目的は、附属機関等の委員の氏名・住所(町名)だけの収集で達成できるのか。性別や年齢等も収集しなくてよいか。</p> <p><b>【担当課の回答】</b></p> <p>個人情報を共有化する直接の目的は兼任数と再任回数</p>

	<p>確認であり、そのためには氏名・住所（町名）だけで最低限足りると考える。</p> <p><b>【訂正事項】</b></p> <p>届出簿の個人情報の記録項目に「社会生活等」（具体的には「所属する附属機関名」）を追加する。兼任数や再任回数を確認するためには氏名・住所と併せて所属する附属機関名が必要となるが、項目として抜けていたため、訂正する。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>上記案件について承認された。</p>
<p>資 産 活 用 課</p>	<p>4 新規審議「新庁舎建設設計に係るワークショップの運営」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>新庁舎建設基本設計を進めるに当たり、市民が活用できるスペース等について検討する必要があることから、これまでの検討経過を踏まえつつ、市民相互間の対話を通して意見等を得ることを目的としてワークショップを実施する。ワークショップ開催に当たり、参加者の個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>異議なし</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>上記案件について承認された。</p>
<p>国 保 年 金 課</p>	<p>5 新規審議「国民年金第1号被保険者産前産後保険料免除申請勧奨事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>平成31年4月に産前産後の国民年金第1号被保険者を対象に国民年金保険料の免除の制度が創設されたことに伴い、対象者の把握を事前に行い未申請者への勧奨を実施するため、市民課より住民異動に係る個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>異議なし</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>上記案件について承認された。</p>
	<p>次の6、7の案件については関連する届出</p> <p>6 新規審議「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>児童扶養手当を受給する者のうち、未婚のひとり親に対して臨時的な給付措置を行うため、児童扶養手当の個人情報を利用し、申請者より個人情報を収集する。</p>
<p>子 育 て 応 援 課</p>	

子育て応援課

**【委員意見】**

異議なし

**【補足事項】**

本事業は、児童扶養手当事務で取り扱う個人情報をもとに臨時給付金対象者へ申請書を送付するため、本人以外からの収集を行うことになる。

また、児童扶養手当事務については個人情報の目的外利用をすることになる。（7変更審議「児童扶養手当事務」）

**【結果】**

上記案件について承認された。

7変更審議「児童扶養手当事務」

**【概要】**

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務を実施するに当たり児童扶養手当事務で取り扱う個人情報を目的外利用する。また、静岡県の策定する「ひとり親家庭自立促進計画」のため静岡県へ外部提供を行う。

**【委員意見】**

旧の届出簿では、公益上必要を理由に既に外部提供が記載されているが、今回の変更ではどうなるのか。

**【担当課の回答】**

旧の届出簿の外部提供については、転出先である他市（町については県）から児童扶養手当の受給の有無について照会があるため対応するというもの。

今回の外部提供の変更については、静岡県が「ひとり親家庭自立促進計画」を作成するに当たり、市町へ情報提供依頼があることに伴い回答するための変更である。

**【結果】**

上記案件について承認された。

保育支援課

8新規報告「子育てのための施設等利用認定等事務」

**【概要】**

令和元年10月1日より「幼児教育・保育無償化」が始まることに伴い、無償化の判定の基準となる利用認定を行う。利用認定の申請に当たり、申請者の個人情報を収集する。また、利用認定に係る個人情報を幼稚園や認可外保育施設等へ外部提供する。

**【委員意見】**

事務の開始年月日が6月予定になっているのはどうか。

**【担当課の回答】**

法改正のタイミングもあり、事務の整えが間際になり、

	<p>前回の審議会及び今回の審議会の間で事務を始めることになった。届出簿作成の時点では6月中を想定していたが、7月4日に申請書の配布を開始している。個人情報の子育て応援課に到着し始めるのは8月以降である。</p> <p><b>【訂正事項】</b> 事務の開始年月日を7月4日に訂正する。</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p>
保 育 支 援 課	<p>9 新規報告「公立保育園の副食費徴収事務」</p> <p><b>【概要】</b> 令和元年10月1日施行の子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育無償化」が開始され、公立保育園の3～5歳児の保育料が無償化されるに伴い、副食費を別途徴収する事務を行う。副食費の口座振替依頼書及び依頼書に含まれる個人情報を収集し、低所得者世帯の副食費の減免判定のため、「子どものための教育・保育給付支給認定等事務」の個人情報を利用する。</p> <p><b>【委員意見】</b> 異議なし</p> <p><b>【補足事項】</b> 副食費取扱いに関する説明資料を配布</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p>
保 育 支 援 課	<p>10 変更審議「子どものための教育・保育給付支給認定等事務」</p> <p><b>【概要】</b> 公立保育園の副食費徴収事務のため個人情報の目的外利用を行うこと、施設型給付費の算定のため特定教育・保育施設等へ外部提供を行うことについて届出簿を変更する。</p> <p><b>【委員意見】</b> 異議なし</p> <p><b>【結果】</b> 上記案件について承認された。</p>
保 育 支 援 課	<p>11 変更報告「特定教育・保育施設等の保育料決定事務」</p> <p><b>【概要】</b> 実際の事務内容と届出内容を比較し整理を行った。個人情報の記録項目に記載されているが、実際は取り扱っていない項目を削除し、取り扱っているが、届出簿に記載のない項目を追加する。</p> <p><b>【委員意見】</b></p>

	<p>家族状況について、旧の届出簿でも記載があったが、どのような変更内容か。</p> <p><b>【担当課の回答】</b>          家族状況のうち、父子・母子家庭であることについて追加するという内容である。</p> <p><b>【結果】</b>          (報告)</p>
文化資源活用課	<p>12 新規審議「川越街道周辺賑わい創出基礎調査事業」</p> <p><b>【概要】</b>          川越街道周辺で文化資源を活用した地域振興・観光振興事業の検討を行うに当たり、現地の状況把握のため、土地や建物の所有者及び管理者に関する個人情報の収集を行う。</p> <p><b>【委員意見】</b>          異議なし</p> <p><b>【補足事項】</b>          「本人以外から収集する」については、登記簿の閲覧による土地や建物の所有者の個人情報の収集であり、公にされているものであるため、理由として「出版、報道等」にチェックを入れている。</p> <p><b>【結果】</b>          上記案件について承認された。</p>
文化資源活用課	<p>13 新規報告「文化芸術推進計画策定に係るシンポジウム事務」</p> <p><b>【概要】</b>          市民の文化芸術に対する意識の向上を図るとともに、今年度策定される文化芸術推進計画の事前周知を図るため、シンポジウム及びエクスカージョンを実施する。エクスカージョン参加者より個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b>          異議なし</p> <p><b>【補足事項】</b>          エクスカージョンとは体験型の見学会であり、収集した個人情報は参加者への連絡に使用する。</p> <p><b>【結果】</b>          (報告)</p>
水道課	<p>次の 14、15 の案件については関連する届出</p> <p>14 新規報告「会計制度任用職員、臨時的任用職員の任用事務」</p> <p><b>【概要】</b></p>

	<p>非正規職員の任用事務を行うため、採用希望者の個人情報情報を収集する。</p> <p>会計年度任用職員制度が令和2年度から始まることに伴い、今までの嘱託員・臨時職員任用事務の届出に代わり新たに届出するもの。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>会計年度任用職員は地方公務員法の適用となり、他の一般職員と同じく守秘義務等制約を受けるのか。</p> <p><b>【担当課の回答】</b></p> <p>会計年度任用職員も一般職員と同様に守秘義務等同じ制約を受けることになる。</p> <p><b>【訂正事項】</b></p> <p>事務名称は「<u>会計制度</u>任用職員、臨時的任用職員の任用事務」から「<u>会計年度</u>任用職員、臨時的任用職員の任用事務」に訂正する。</p> <p>資料 P93 の届出簿の対象者の範囲について、「<u>採用者及び採用希望者</u>」から「採用希望者」に訂正する。(差し替え資料)</p> <p>これは、島田市個人情報保護条例第6条に、個人情報を取り扱う事務に実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務は除くということが規定されているため、採用者を削除するものである。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
水 道 課	<p>15 廃止「嘱託員・臨時職員任用事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>地方自治法の改正により新しい制度が始まるため、新規の届出(会計年度任用職員、臨時的任用職員の任用事務)をすることに伴い、旧来の届出簿を廃止した。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
水 道 課	<p>16～20 の案件については関連する届出であり、まとめて報告を行った。</p> <p>16 廃止「簡易水道料金収入及び調定事務」</p> <p>17 廃止「簡易水道料金の軽減又は免除事務」</p> <p>18 廃止「簡易水道料金の滞納整理事務」</p> <p>19 廃止「簡易水道量水器管理事務」</p> <p>20 廃止「簡易水道使用の検針・算定・認定・証明事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>令和2年度に簡易水道事業が上水道事業に譲受けされる</p>

水道課	<p>ことに伴い廃止される。簡易水道事業の事務概要は全て上水道事業に引き継ぐため、簡易水道事業に係る届出簿を廃止する。</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p> <p>21 新規報告「臨時職員・嘱託員等正規職員以外の人事、給与、サービス、福利厚生等に関する事務」</p> <p><b>【概要】</b> 会計年度任用職員制度が令和2年度から始まることに伴い、事務名称、対象者の範囲、公文書の名称を変更する。</p> <p><b>【委員意見】</b> 14「会計制度任用職員、臨時的任用職員の任用事務」の案件では、既存の届出簿を廃止し、新規の届出簿を作成していたが、本件は変更でいいのか。また、島田市個人情報保護条例第6条に、職員の人事、給与、サービス、福利厚生等に関する事務は個人情報取扱事務から除かれているというが、本件は含んでいるがどうしてか。全庁的に運用に整合性を持たせるべきではないか。</p> <p><b>【担当課の回答】</b> 平成17年に既存の届出簿の提出を受けているが、その時点で職員の人事、給与、サービス、福利厚生等が含まれ届出されていた経緯は不明である。</p> <p><b>【事務局の回答】</b> 今後の全庁的な取り扱いについては整理を行い、次回以降に報告をする。</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p>
病院総務課	<p>22 廃止「物故者慰霊祭事務」</p> <p><b>【概要】</b> 事業の廃止により届出簿を廃止する。</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p>
病院総務課	<p>23 新規報告「新病院名称の募集事務」</p> <p><b>【概要】</b> 令和3年3月に開院を予定している新しい市立病院の名称を公募する事務を行うため、応募者から個人情報を収集する。</p> <p><b>【委員意見】</b> 異議なし</p> <p><b>【結果】</b></p>

<p>建 築 住 宅 課</p>	<p>(報告)</p> <p>24～31の案件については関連する届出であり、まとめて報告を行った。</p> <p>24 変更報告「市営住宅入居申請」  25 変更報告「市営住宅の退去」  26 変更報告「入居、同居者の異動」  27 変更報告「市営住宅請書」  28 変更報告「収入状況調査業務」  29 変更報告「市営住宅増築・模様替えの承認」  30 変更報告「市営住宅車庫証明申請」  31 変更報告「入居者との取り交わし(誓約書等)」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>島田市で行っている市営住宅の入居事務、管理事務、退去事務について、令和2年4月1日から静岡県住宅公社に業務を委託することに伴い、関係する届出簿の変更を行う。</p> <p>※市営住宅管理業務の全体及び事務内容については資料P157参照</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>市営住宅の家賃決定は委託できないのか。</p> <p><b>【担当課の回答】</b></p> <p>公営住宅法に委託できる範囲が規定されており、家賃の決定は委託できないことになっている。行政処分性の高い事務であるためである。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
<p>学 校 教 育 課</p>	<p>32 新規報告「英語検定受検支援事業」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>英語検定受験者の検定料負担額が一律1,000円となるように補助金の交付をしていたが、事業の見直しにより補助金を廃止したため、届出簿の変更を行う。</p> <p><b>【委員意見】</b></p> <p>異議なし</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>(報告)</p>
<p>人 事 課</p>	<p>33 新規報告「臨時職員・嘱託員・会計年度任用職員の任用事務」</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>非正規職員の任用事務を行うため、採用希望者の個人情報情報を収集する。</p>

<p>人 事 課</p>	<p>会計年度任用職員制度が令和2年度から始まることに伴い、今までの嘱託員・臨時職員任用事務の届出に代わり新たに届出するもの。</p> <p><b>【委員意見】</b> 異議なし</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p> <p>34 廃止「臨時・嘱託事務」 (人事課)</p> <p><b>【概要】</b> 地方自治法の改正により新しい制度が始まるため、新規の届出(会計年度任用職員、臨時的任用職員の任用事務)をすることに伴い、旧来の届出簿を廃止した。</p> <p><b>【結果】</b> (報告)</p> <p>その他 令和元年第2回島田市個人情報保護審議会は令和元年 11月頃に開催する予定。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料</li> <li>・ 追加資料</li> <li>・ 差し替え資料</li> <li>・ 保育支援課配布資料</li> </ul>
<p>会議を所管する課の名称</p>	<p>行政経営部 行政総務課</p>
<p>その他必要な事項</p>	<p>補欠委員である小西氏へ委嘱状の交付を実施。</p>